

寿都町長候補 越前谷由樹様
寿都町にお住まいの方
北海道にお住まいの方

〒176-0012
東京都練馬区豊玉北3丁目25番8-201号
一般社団法人
再生可能エネルギー普及促進協会
事務局長 山田 純也
メール：yamada@saiene.or.jp
HP：https://www.saiene.or.jp/
電話 03-6914-9528

お世話になります。当社は、一般社団法人再生可能エネルギー普及促進協会と申しまして、再エネの普及を促進し、原子力発電の早期廃止を訴えている社団法人です。現在、寿都町、神恵内村における文献調査が行われている中、寿都町の町長選が行われるとお聞きしております。使用済核燃料の最終処分は、わが国が抱える大きな問題ですが、現時点で、処分地候補としての文献調査に応じることは、賢明とは言えないのではないかと考えており、ご意見をさせていただきます。

1. 廃棄物処理の義務者について

廃棄物の処理は、自治体や事業者の義務ですが、使用済核燃料の処分義務は、生じさせた地方の電力会社にあり、仮にその電力会社が倒産した場合には、その地方で処分をすべきものと考えられます。つまり、九州、関西、関東などで生じた核のゴミは、その生じた地方で最終処分を行うことが廃棄物処理の原則であり、かつ、常識的な判断であろうと考えられます。SDGs12には、「つくる責任 つかう責任」というものもあります。仮に他地方の廃棄物の最終処分を受け入れるのであれば、安心安全に、余裕をもって最終処分が完了しうるだけの対価を支払ってもらう必要があると考えられます。

そして、現在、電力会社が用意している資金（最終処分費に係る拠出金）は、安心安全に最終処分を完了するために必要な資金に、大きく不足しているものと認識しております。近年の情報は、政府政権等により操作されている中、判断に必要な資料を提供したいと考え、本文書を作成しております。

2. 最終処分法について

核のゴミの最終処分費に関しては、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（以下、「最終処分法」という。）において、最終処分業務に必要な費用に充てるための、拠出金制度が設けられており、各電力会社は、その拠出を行っています。この制度は、特別法上の引当・拠出制度と言え、その計算額が適切であることを前提として、各電力会社における追加資金の準備、財務会計上の引当金の追加計上は、不要と考えられます。

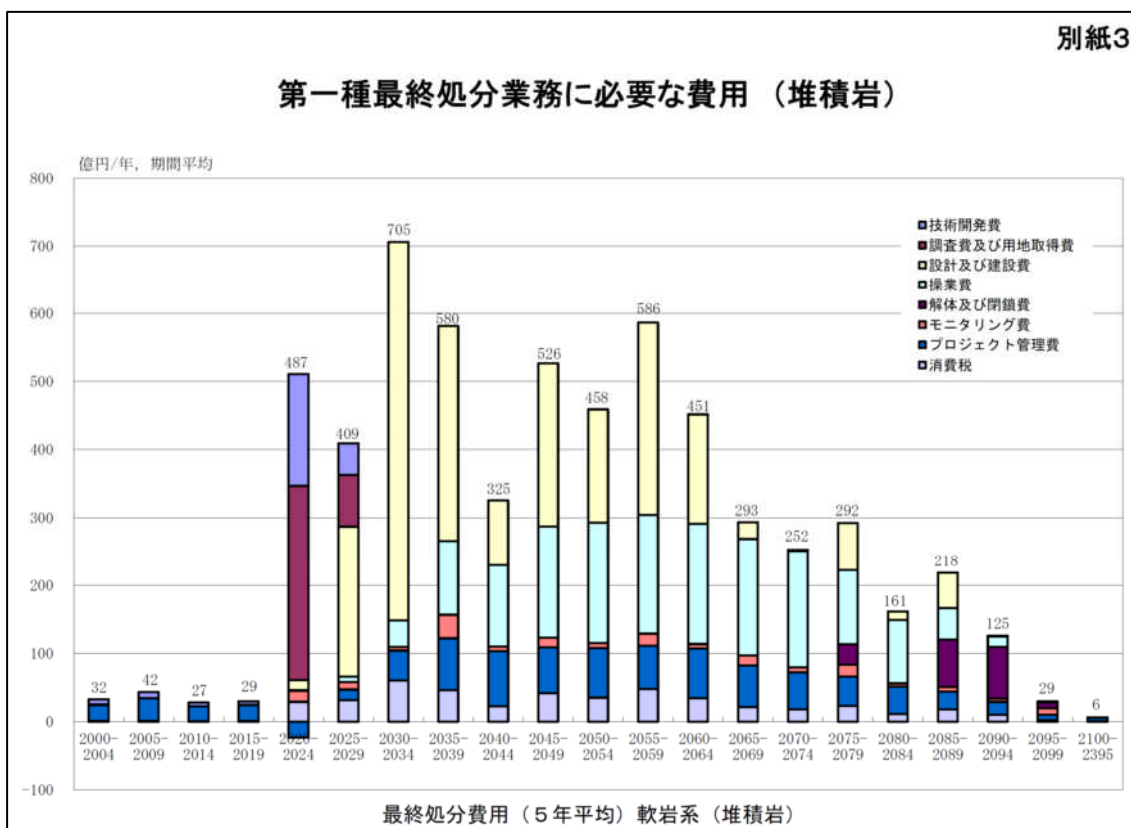
この拠出金の額に関する最新の資料として、「特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について」（令和2年12月21日 資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課、以下、「資源エネルギー庁拠出金資料」という。）という文書があり、最終処分する費用は、第一種特定放射性廃棄物について3兆1,299億円、第二種特定放射性廃棄物8,373億円、合計3兆9,672億円（以下、約4兆円とする。）と計算されています。要するに、核のゴミの最終処分費用として、4兆円が容易されています。

しかし、この数値は、概ね、穴を掘って埋めてくるイニシャルコストのみであり、次の点に関して矛盾しており、経済産業省が作成した最終処分事業に係る損益収支計画とは思えない、不当で不正で、かつ、出鱈目な粉飾計画に基づいており、算出された要拠出額が完全に不適切ではないか、という疑義があります。最終処分計画は、地域住民の方の権利を害する不法投棄の合法化計画と言っても過言ではありません。

（1）最終処分が400年で完了する計算が行われていること

最終処分においては、再処理ができない前提で、10万年間を要する、再処理ができた前提で、最低でも2万年を要すると聞いておりますが、資源エネルギー庁拠出金資料別紙3、4を見る限り、西暦2395まで、すなわち、400年間弱で、最終処分が完了するという不正な計画となっているように拝見いたします。その一部を添付します。一番右は、2100～2395という西暦と思われる表示と、年6億円というまったく必要資金に不足した費用が計上されています。

<資料>



出所：特定放射性廃棄物の最終処分費用及び拠出金単価の改定について（令和2年12月21日 資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課）

（2）最終処分事業のランニングコストの計上がほぼないこと

400年以降に計上されているコストがないということは、最終処分事業のランニングコストの計上が、ほぼないということです。例えば、450年後に、大きな地殻変動があった場合に、内部に異常がないかを検査する費用が用意されていないのです。

他地方でつくられた電力、使われた電力に関して排出された核のゴミの処分が、例えば、北海道の市町村に押し付けられるという場合に、安心安全に処分を完了するためのランニングコストの計上がない、というのは、あり得ないことと考えられます。

結局のところ、巨額な最終処分費を各電力会社が負担することには無理があり、安心安全というレベルの手当てができず、穴を掘って埋めることで精いっぱい予算なのです。

ランニングコストとしては、次のようなコスト（費用）が考えられます。

- ① 土地地代、または、固定資産税
- ② 最終処分施設に係る固定資産税（償却資産税）
- ③ 事故に対応するための損害保険料
- ④ 内部を監視し、異常がないかを確認するための設備費、維持管理費

⑤ 最終処分場立地給付金（原子力立地給付金に準じた給付金）

⑥ その他、維持修繕費用等

地域住民との諸協定締結の際には、1点、償却資産に係る固定資産税の課税に関する取り決めが肝要と考えております。電力会社は、北海道民に大きな危険をもたらす、に不都合な、4兆円もの施設を設置するのですから、町、道にとって、その課税権は、当然の権利です。例えば、国は、これを非課税とする権限を有していますし、場合によっては、土地に穴を掘ったものなので、償却資産に該当せず課税対象外とする、あるいは、10万年間の耐用が可能としながら、数十年の法定耐用年数を当てはめてくることもあり得ますが、当初より、地域住民は、そのイニシャルコストを償却資産の取得価額と認識し、実際の10万年間等の耐用年数に応じ、定額法償却により、かつ、10万年間の物価変動を考慮し、毎年市町村や道府県が評価替えをして、固定資産税評価額を算出するよう、交渉をすべきものと思料しております。

また、福島の原子力発電所事故における賠償費用15兆円超を結局コロナ対策や経済対策に充てるはずの国民の血税から支払うこととなったことへの反省から、対人対物無制限の損害保険に強制加入すべきものと思料されます。

さらに、我が国は、もともと大陸と陸続きに近い状態から移動して出来た列島であるといわれており、今後の10万年間でも大きな地殻変動が生ずることも大いにあり得ることです。例えば、大規模地震があった際に備えて、内部の状況を監視するシステムを設置すべきであり、人員も常に配置すべきであり、そのための費用も必要でありましょう。事故対策費用の積み立ても必要でしょう。また、地域住民の方に、無理をお願いして処分場を設置するのですから、原子力立地給付金に準じた給付金（最終処分場立地給付金など）を10万年間支給することも必要と考えられます。

（3） 拠出金の額は、再処理が済んだことを前提としていること

拠出金の額は、全ての核のゴミに関し、再処理が済んだことを前提として、算出されており、最終処分法自体がその前提で立法されています。最終処分法において、処分の目的とされる「特定放射性廃棄物」は、概ね「残存物」であり、これは、「使用済燃料の再処理に伴い使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する物」です。

すなわち、核燃料サイクルがうまく成功し、再処理が完了し、再利用できる部分を再利用した後に生じた、「残存物」の処分費用のみが、拠出金として積み立てられています。

先日の自民党総裁選で河野太郎氏も言及していますが、「核燃サイクル政策はとっくに破綻しており、早晚政府は解決策を迫られる」との見方が強まっています。その場合、何十兆円、何百兆円の拠出金が必要となるかは不明であり、そのような資金の準備、費用の計上は、電力会社にはないし、準備、計上をする能力もありません。

(4) 日本学術会議による提言を無視していること

平成 27 年 4 月 24 日に日本学術会議が、内閣府からの求めに応じ、「高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策提言」を公表しています。そこでは、地下あるいは地表に複数（最低 2 カ所）の保管場所を定め、廃棄物の回収が可能である方法で数十年から数百年間の「管理」（暫定的責任保管）を行い、その間に、地層処分の安全性を確認すべき旨の提言を行っています。このことが、その後の任命拒否の原因という記事もあります。

しかしながら、資源エネルギー庁は、日本学術会議のこの意見を無視し、安全が確認されていない地層処分を行う前提で、拠出金の額を算出しています。日本列島は、東の方面へ移動をし続けているらしく、今後の 10 万年間でも大きな地殻変動が想定され、活断層がない箇所にも断層が生じ、未曾有の大事故、大災害となる可能性があるものであり、10 万年間の地表処分（暫定的責任保管）が適切、かつ、安心安全な最終処分方法と結論付けられる可能性があり、そういったコスト試算も必要であろうと考えられます。資源エネルギー庁がメンバーを選定して行う文献調査においては、その調査結果が信頼できるものかどうか不明という問題も生じます。

3. まとめ

このように、安心安全に最終処分を完了させるためには、巨額な費用が必要です。処分場施設が仮にわずか 4 兆円で作れたとしても、その 2% のランニングコスト（年 800 億円）が 10 万年間要するとすれば、8,000 兆円が必要です。160 兆円を用意し、0.05% の金利で運用すれば、毎年 800 億円が生ずる計算もありますが、我が国やその金融機関が 10 万年安定して存続する保証はありません。我が国は、国債の残高が 1 千兆円に迫る先進国で最悪の財政状況にあります。10 万年ではなく、10 年後に破綻しているかもしれません。

再処理ができない前提では、処分場施設は、4 兆円では作り得ないものと考えられます。また、10 万年間で生ずる物価上昇も加味する必要があります。

このように生ずる巨額な費用を、電力会社は精緻に計算もしていないですし、資金の用意もしていません。

各電力会社は、東京証券取引市場第一部等に上場していますので、作成する決算書、有価証券報告書においては、嘘偽りや隠し事はできないこととなっています。しかしながら、各電力会社は、核のゴミの最終処分費用をしっかりと計上していない状況で財務諸表を作成していて、粉飾決算が行われている、すなわち、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出されている十分な嫌疑があるのではないかと考えられます。当社団は、去る令和 3 年 9 月 17 日に、社団の関係者個人名にて、北海道、東北、東京、中部、北陸、近畿、四国、中国、九州の 9 電力会社を被告発人とした、有価証券報告書虚偽記載罪に該当する旨の告発状を各地方検察庁に、郵送しました。

これらの告発は、9 電力会社が、有価証券報告書虚偽記載を行っている旨を断言するものではなく、私どもは十分な嫌疑があると考えているので、捜査をしていただいて、必要があ

れば、起訴、裁判、処罰をお願いしたいということを内容としております。費用の計上漏れなどは、一切生じておらず、日本国民が安心安全に最終処分を完了するための十分な費用が既に計上されている可能性もあります。

しかし、今後、文献調査や核燃料サイクルの断念等により、巨額な最終処分費用を各電力会社が負担すべきこととなる可能性もあります。その場合、各電力会社の純資産額合計は、全社を合算しても10兆円程度しかなく、負担しきれずに倒産することもあり得ます。また、既にも書きましたが、国の財政も相当に悪化しており、一部問題ないような情報も発せられていますが、借金が増え続けていて減らないことは、破綻に向かっていて改善の余地がないことを示しています。

すなわち、数十億円を得て、処分に何兆円、何十兆円、何百兆円を要するかが不明な負の財産を北海道で引き受けてしまっただけでは、都道府県魅力度ランキング第1位の北海道に大変な損害が生ずる可能性があります。

日本が抱える核のゴミ問題に関し、自分ごととして、真剣に受け入れを検討して頂いている道民の方々には敬意を称しますが、少し時期尚早ではないかと考えます。最終処分場として、「特定放射性廃棄物」を受け入れる交渉の際には、①安心安全に最終処分を完了できる処分方法となっているか、②その処分方法では、いくら資金が必要であるか、③その資金は、全額、機構等に積み立てられているか、④核燃料サイクルが実行できず、直ちに中止する可能性があること等の観点も踏まえ、必要資金は保守的に算定されているか、⑤これらの金額等の検証は、政府政権とは無縁の真の第三者によって行われているか、といった点の確認が必要です。

神恵内村等における文献調査では、こういった点を明らかにしていただいて、北海道民に対して、安心安全に最終処分が行えるかどうかを判断するための資料を提示して頂いて、その後、北海道民の同意を求める手続きを進めるべきと考えられます。そういった資料は、北海道民に限らない、日本国民全員の生命、健康、財産等に関わる内容ですので、日本国民に広く公表されるべき内容であります。

その際には、上場している各電力会社が負担すべき最終処分費用も明らかになっていくので、各電力会社はその純資産額、純利益を算出し、有価証券報告書を財務局に提出してきた際に、最終処分費用を精緻に算出し、計上をしてきたかも明らかとなります。

こういった中、大きな金額を受け取り、文献調査を引き受けてしまうと、他の日本国民への手前、その後の最終処分場設置の拒否がしづらくなると考えられます。これが、全国各地の村や町（人口が多い市は避けて）に、原子力発電所を強硬に設置してきた電力会社、経済産業省の手口なのです。経済産業省のこの文献調査は、パフォーマンスにすぎないという意見もあるようですが、全国の地域住民の反対を押し切り、原子力発電所を設置してきた国家、経済界の権力を甘く見てはなりません。

安心安全な最終処分が見通せない現況では、文献調査はお断りし、原則的に廃棄物処理が

義務付けられる電力を使用した地方において、「つくる責任 つかう責任」として、最終処分を行うべきことを主張すべきと考えられます。北海道で生じた廃棄物のみは、北海道の責任で処分をすべき旨を主張すると良いでしょう。

あと、当社団では、「最終処分費に係る財務会計の在り方について」という、電力会社の会計監査を問題視する文書を作成しました。北海道における核のゴミ最終処分に本気で反対する意思があるのであれば、当社団も協力しますので、北海道弁護士会連合会を經由して、日本公認会計士協会及び企業会計基準委員会に、原子力粉飾疑義を咎めるための公開質問状を送付することなども良いと考えます。志ある方は、ご連絡ください。

以上